



2004

(地I 131)

平成22年11月9日

都道府県医師会

担当理事殿

日本医師会常任理事

鈴木



病院の耐震改修等状況調査について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病院の耐震改修の状況の調査及び耐震改修の促進につきましては、平成22年1月6日付（地I 161）等の文書により、調査結果などを貴会宛に通知しております。

今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、病院の耐震改修の状況の調査及び耐震改修の促進についての通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

本調査は、病院の耐震改修状況の更なる実態把握及び対策の検討を行うために実施するものであり、本年10月1日現在における各都道府県下の全ての病院を対象とし、各都道府県から厚生労働省への提出期限は12月15日とされております。なお本通知中、特に耐震診断が未了の病院について、診断を実施するよう強く働きかけることを都道府県に求めております。

これに関連いたしまして、本年度補正予算案における国土交通省の耐震化補助事業に関する資料を同封いたします。病院等の耐震化支援制度は、病院や診療所を含む災害時要援護者関連建築物等の耐震診断に対し、国が直接、1棟当たり200万円を定額補助するものであります。また、同様に国が耐震改修工事費の1/6を補助する事業も予定しているとのことです。対象要件等については、同資料5ページ、6ページをご参照ください。

なお、本事業の詳細な内容につきましては、補正予算成立後の公募時の募集要項を参照いただきたいとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願ひいたします。

医政指発 1026 第 2 号
平成 22 年 10 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

病院の耐震改修の状況の調査及び耐震改修の促進について

災害医療対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

病院の耐震改修については、各都道府県において、医療施設耐震化臨時特例基金等を活用していただきながら、建築物の耐震改修の促進に関する包括的な法律である「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」も踏まえて、耐震改修の促進を図っていただいていることと承知しております。

病院の耐震改修状況については、平成 20 年 5 月 27 日医政指発第 0527002 号、平成 21 年 1 月 29 日医政指発第 0129001 号、平成 22 年 2 月 16 日医政指発 0216 第 2 号により、調査の実施、耐震整備実施の指導を依頼しているところですが、今般、厚生労働省では病院の耐震改修状況の更なる実態把握及び対策の検討を行うこととしております。

つきましては、各都道府県におかれましては、下記により調査を行い、提出期限までに、別添の調査票を提出いただきますようお願ひいたします。

併せて、耐震改修の促進については、厚生労働省の補助事業以外にも同法に基づく様々な支援措置があるところですので、今般の調査結果を踏まえ、耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画を所管する各都道府県の防災担当部局・建築指導担当部局と連携いただき、支援措置の周知や活用の促進等を行っていただくことにより、医療機関の耐震化をさらに推進していくただくようお願いいたします。

特に、耐震診断が未了の病院につきましては、耐震改修促進法において所管行政庁は特定建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。）に対して必要な指導及び助言をすることができるとされていることなどから、厚生労働省の補助事業等を活用し、診断を実施していただくよう強く働きかけを行っていただくと共に、診

断の結果、耐震性のない建物があった場合には、耐震改修を早急に行うよう指導方よろしくお願ひいたします。

なお、10月26日に閣議決定された平成22年度補正予算案においても、耐震化の促進に関する内容が盛り込まれておりますので、今後の動向にご留意をお願いいたします。また、補正予算の内容が確定しましたら追ってお知らせいたします。

記

1. 調査対象：平成22年10月1日現在における各都道府県管下の医療法第1条の5に規定されている全ての病院
2. 調査内容：病院の耐震改修状況調査（別添調査表のとおり）
3. 提出期限：平成22年12月15日（水）
4. 提出先：厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室 助成係 加藤
5. 提出方法：電子メール（下の提出先）

照会先

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室

電話 03-5253-1111

FAX 03-3503-8562

災害医療対策専門官 風間 和則（内2558）

E-mail kazama-kazunori@mhlw.go.jp

調査票提出先

助成係 加藤 雄一郎（内2551）

E-mail katou-yuuichirou@mhlw.go.jp

病院の地震対策に関する耐震改修等状況調査（質問表）

Q 1. 病院の敷地内で患者が利用する建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門に限る）の耐震性についてお尋ねします。（「耐震性がある」とは、新耐震基準（昭和57年）で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物（Is値0.6以上のこと。）該当するものに○をご記入ください。

- A すべての建物に耐震性がある
- B 一部の建物が耐震性がない
- C すべての建物が耐震性がない
- D 不明

Q 2. Q 1でB、Cと回答した病院は回答してください。当該耐震性のない建物のうち、Is値が0.3未満の建物はありましたか。該当があれば○をご記入ください。

Q 3. Q 1でB、C、Dと回答した病院は回答してください。今後10年以内に、Q 1の未耐震建物の耐震補強工事又は建て替えが終了する予定がありますか。該当するものに○をご記入ください。

- A すべて耐震化する予定である
- B 一部耐震化する予定である
- C 耐震化する予定はない

Q 4. Q 3でA、Bと回答した病院は回答してください。当該耐震化工事の終了年度はいつですか。予定でも構いませんのでお教えください。「平成22年度」から「平成32年度」までの各年度または「具体的時期は未定」の中からお答えください。

Q 5 Q 1でDと回答した病院は回答してください。今後3年以内に耐震診断を行う予定がありますか。耐震診断を実施する予定のない病院については理由を記載して下さい。

- A 耐震診断をする予定である
- B 耐震診断する予定はない

耐震診断をしない理由（複数回答可）

- a 耐震診断に係る経費の確保が困難
- b 耐震診断後の具体的計画がない
- c 当該建物を将来的に廃止、取り壊す予定
- d その他（具体的に）

病院の地震対策に関する耐震改修状況調査(平成22年10月1日現在)

都道府県番号	機関名称	災害拠点病院	救命救急センター	二次救急医療機関	その他	Q1. 病院の敷地内で患者が利用する建物(病棟部門、外来診療部門、手術検査部門に限る)の耐震性についてお尋ねします。(「耐震性がある」とは、新耐震基準(昭和57年)で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(I _s 値0.6以上のこと。)				Q2. Q1でB,Cと回答した病院は回答してください。				Q3. Q1でB,C,Dと回答した病院は回答してください。 今後10年内に、Q1の未耐震建物の耐震補強工事又は建て替えが終了する予定がありますか。				Q4. Q3でA,Bと回答した病院は回答してください。				Q5. Q1でDと回答した病院は回答してください。 今後3年内に耐震診断を行う予定がありますか。 耐震診断を実施する予定のない病院については理由を記載して下さい。			
						Aすべての建物に耐震性がある	B一部の建物が耐震性がない	Cすべての建物が耐震性がない	D不明	A当該耐震性のない建物のうち、I _s 値が0.3未満の建物はありましたか。	B一部耐震化する予定である	C耐震化する予定はない	D不明	Aすべて耐震化する予定である	B一部耐震化する予定である	C耐震化する予定はない	D不明	A当該耐震化工事の終了年度はいつですか。予定でも構いませんのでお答えください。(「平成22年度」から「平成32年度」までの各年度または「具体的な時期は未定」の中からお答えください。)	B耐震診断をする予定はある	C耐震診断をする予定はない	D不明	a耐震診断に係る経費の確保が困難	b耐震診断後の具体的な計画がない	c当該建物を将来的に廃止、取り壊す	dその他(具体的に)
○○県	1 (記入例)厚生労働中央病院	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		平成29年度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									

記入の注意 1)調査の対象は、医療法第1条の5に規定する全ての病院とする。

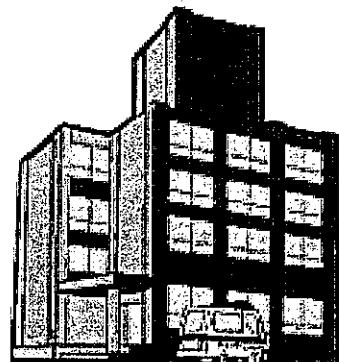
2)災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関、その他欄は病院が該当するものに「○」を入力すること。

3)Q1、Q3、Q5は該当するものに「○」を入力すること。(どれか一つに○が入る)

4)Q2は、該当があれば「○」を入力し、該当がなければ何も入力しないこと。

5)Q4は、「平成22年度」から「平成32年度」までの各年度または「具体的な時期は未定」の中から回答すること。

住宅・建築物の耐震化について



病院等の耐震化支援

平成22年11月
国土交通省
住宅局市街地住宅整備室

緊急総合経済対策<ステップ2>の具体策（H22.10.8）抜粋

■ 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策

(1) 地域活性化

地域経済の元気復活のため、住民の生活に密接に関わる住宅・市街地施設等の耐震化や施設の長寿命化を図るための維持管理の推進、農林水産業の生産基盤の強化など、新成長戦略の前倒しとなる取組をはじめ、地域の目線に立ったきめ細かな支援を行う。

<具体的な措置>

○耐震化等による安心・安全な居住・生活環境の整備(抜粋)

(ア) 住宅耐震化の加速等

- ・地方自治体における住宅耐震化支援や、耐震化の合意形成が困難なマンションの耐震診断等への直接支援を図る。
- ・既存住宅ストックの耐震化、バリアフリー化等の改修費用を支援し、子育て世帯、高齢者、障害者等に対する安心・安全な賃貸住宅の供給を促進する。

(イ) 生活に密接に関わる学校等の施設の耐震化の推進等

国民生活に密接に関わる学校、上下水道等の耐震化等や、認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等の支援(再掲)を図るとともに、災害発生時の避難地等として機能する都市公園の整備等を行う。

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

住宅・建築物の耐震化率の目標

中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割とすることとされている。

新成長戦略（平成22年6月閣議決定）

（住宅・建築物の耐震改修の促進）

住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全安心な住宅ストックの形成を図る。

住宅の耐震化率の現状と目標

住宅の耐震化の状況

現状(H20)
約79%

平成27年における目標

目標(H27)
90%

平成32年における目標

目標(H32)
95%

※多数の者が利用する建築物については80% (H20) → 9割 (H27)

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

◇住宅の耐震改修等の緊急促進

住宅の耐震改修等について、国が30万円／戸を緊急支援

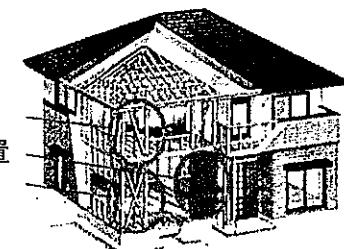
◇緊急に耐震化が必要な建築物等への支援

1. 緊急に耐震化が必要な建築物、合意形成が困難なマンションの耐震診断について、国が直接的な支援(200万円／棟)を実施。
2. 緊急に耐震化が必要な建築物の耐震改修について、国が直接的な支援(耐震改修工事費の1／6)を実施。

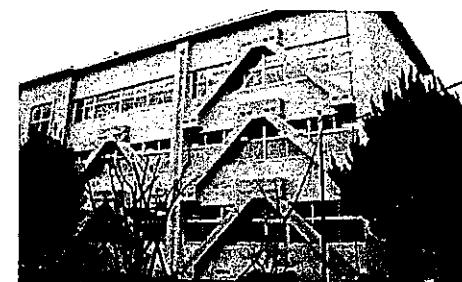
※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物(保育所、学校、老人ホーム、病院等)

○耐震改修イメージ

〈戸建住宅〉



〈学校〉



緊急に耐震化が必要な建築物等の耐震診断・改修(民間直接補助)

22年度補正予算限り

◇緊急支援建築物・分譲マンションの耐震診断

耐震診断を行う建築物の所有者等に対し、国が直接支援(限度額:200万円／棟※1)します。

※1:1000m²未満の建築物の場合は、限度額は2000円/m²となります。

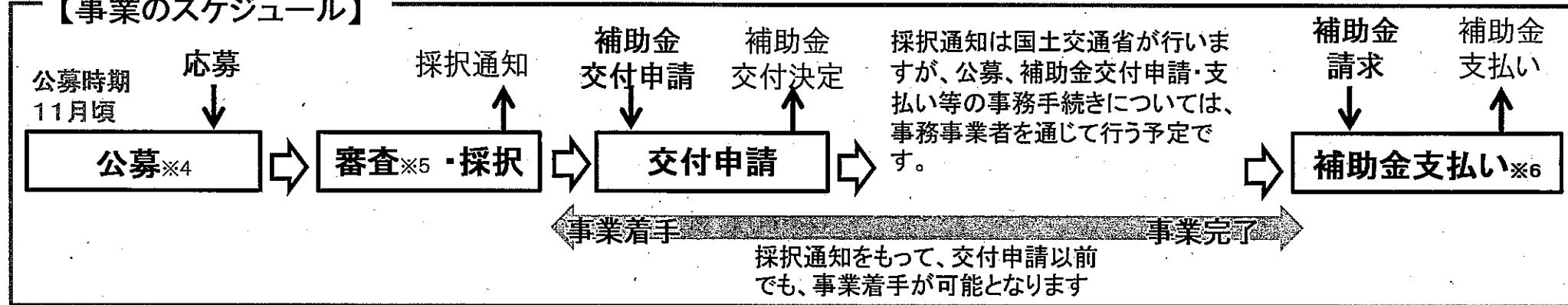
◇緊急支援建築物の耐震改修※2

耐震改修を行う建築物の所有者等に対し、国が直接支援(耐震改修工事費※3の1/6)します。

※2:補助の対象は耐震改修のみです。建替えは対象外です。

※3:耐震改修工事費には、調査設計計画費を含みます。また、耐震改修以外の工事を併せて行う場合は、耐震改修に係る部分を明確に切り分けた費用が補助対象となります。

【事業のスケジュール】



※4:本事業の詳細な内容については、公募時の募集要項を参照してください。また、本事業と、他の耐震化等に係る補助制度(他省庁や地方公共団体の補助)との併用はできません。

※5:応募案件の審査においては、国土交通省より、関係する地方公共団体に採択可否の問い合わせを行います。その結果、採択できない場合もあります。また、耐震改修工事の計画の適切性については、所管行政庁の指導に基づいた耐震判定委員会等第三者機関の判定・評価等が必要(採択後、耐震改修工事の着工までの間に必要)となります。(建築確認申請、耐震改修計画の認定、全体計画の認定、所管行政庁が別に認める場合はこの限りではありません。)

(耐震判定委員会に関するHP: <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/NetWork/nwindex/nwindex61.htm>)

耐震診断の結果及び関係図書については、事業終了後に国土交通省から関係地方公共団体に送付します。

※6:24年度以降の出来高分については補助金が支払われません。

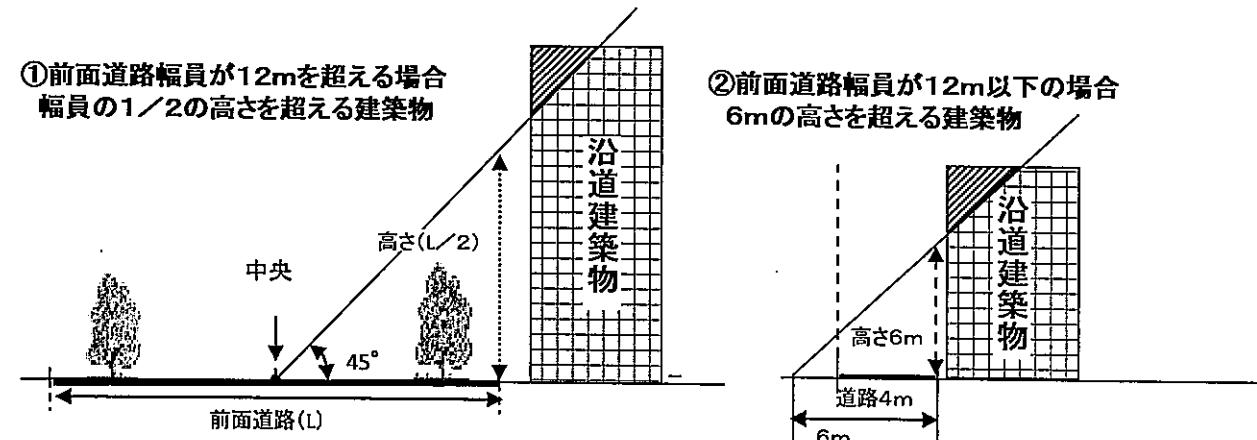
緊急に耐震化が必要な建築物等の耐震診断・改修(民間直接補助)

22年度補正予算限り

【補助の対象となる建築物】

- ①耐震診断はイ及びロの建築物、耐震改修はイの建築物
 - イ 緊急輸送道路沿道の建築物、避難路等沿道建築物※1、災害時要援護者関連建築物※2
 - ロ 分譲マンション(3階建かつ1000m²以上)
- ②昭和56年の建築基準法の改正(新耐震基準適用)以前に建築されたもの
- ③当該建築物に対する耐震改修の補助制度が未整備な市町村の区域内に所在すること※3
- ④平成22年度中に事業着手でき、平成23年度末(請求期日平成24年2月頃)までに出来高が発生するもの

※1:緊急輸送道路沿道建築物及び避難路沿道等
建築物は、建築物の倒壊により道路が閉塞される
おそれのあるものが対象となります。道路の幅員と
建築物の高さに応じて対象建築物が定まります。
ただし、戸建住宅等は対象外です。(右図参照)
緊急輸送道路及び避難路は各地方公共団体の
地域防災計画において定められています。



※2:災害時要援護者関連建築物は、特定建築物のうち保育所、学校、老人ホーム、病院等の用に供する部分を含む建築物です。
なお、特定建築物とは、多数の者が利用する建築物等のことで、耐震改修促進法に定められています。一般的には3階建かつ1000m²以上の
建築物ですが、幼稚園・保育所は2階建かつ500m²以上、小中学校・老人ホーム等は2階建かつ1000m²以上と、対象建築物が広くなっています。

※3:広く耐震診断・改修の補助制度の有無ではなく、当該建築物に対する補助制度の有無で判断してください。地方公共団体に補助制度が整
備されている場合は、地方公共団体の制度を活用してください。(各地方公共団体における制度の整備状況は、後日、まとめて公表予定)

本事業の詳細な内容については、公募時の募集要項を参照してください。

病院等の耐震化支援制度(厚生労働省・国土交通省)

※10/27時点（補正予算成立までに
内容が変更することがあります）

区分		耐震診断	耐震改修	
災害拠点病院 救命救急センター 二次救急医療機関	厚生労働省	(耐震診断) 医療施設耐震化促進事業 (耐震改修) 医療施設耐震化臨時特例交付金	<input type="radio"/> 補助率 国1/3、県1/3 <input type="radio"/> 基準額 1か所あたり300万円	<input type="radio"/> 補助率 国1/2、県1/2以内 <input type="radio"/> 基準額 - 災害拠点病院、救命救急センター：約23.4億円 - 二次救急医療機関：約14.2億円
上記以外の 病院・診療所等 *	国土交通省	◆地方公共団体に補助制度が整備されている場合 住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金)	<input type="radio"/> 補助率 2/3(国+地方) <input type="radio"/> 限度額 1000~2000円/m ²	<input type="radio"/> 補助率 23%~2/3(国+地方) <input type="radio"/> 限度額 1m ² 当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円)
		◆地方公共団体に補助制度が整備されていない場合 住宅・建築物安全ストック形成事業(民間直接補助)	<input type="radio"/> 限度額 1棟あたり200万円	<input type="radio"/> 補助率 国1/6 <input type="radio"/> 限度額 1m ² 当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円)

厚労省と国交省の補助制度の併用はできません。

※1 国土交通省の民間直接補助の対象要件等は次のとおりです。

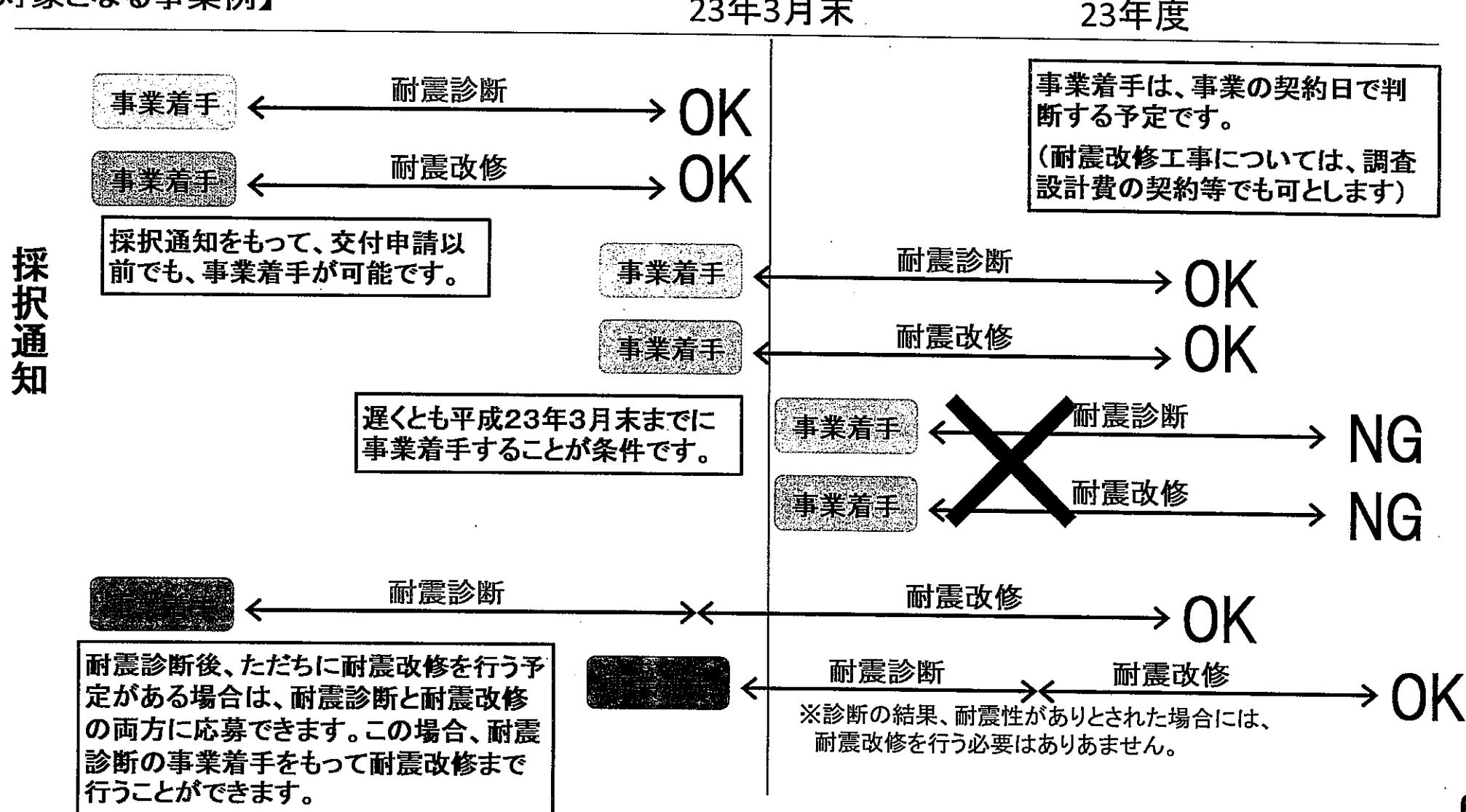
- ①補助対象の建物は、耐震改修促進法に定める特定建築物のうち、病院、老人ホーム等の用に供する部分を含む建築物
 - 例1 3階建てかつ1000m²以上の病院・診療所
 - 例2 2階建てかつ1000m²以上の老人保健施設・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等
 - 例3 1階が診療所・デイサービス、2・3階が賃貸住宅で、合計1000m²以上の建築物
- ②昭和56年の建築基準法の改正(新耐震基準適用)以前に建築された建物
- ③平成22年度中に事業着手(契約締結)したものであること(平成23年度末までの出来高分までが補助の対象)
- ④その他の詳細は、国土交通省ホームページで、11月頃に公表予定の募集要項を参照

事業着手の要件について

※10/27時点（補正予算成立までに内容が変更することがあります）

平成22年度中に事業着手でき、平成23年度末(請求期日平成24年2月頃)までの出来高分が補助の対象となります。

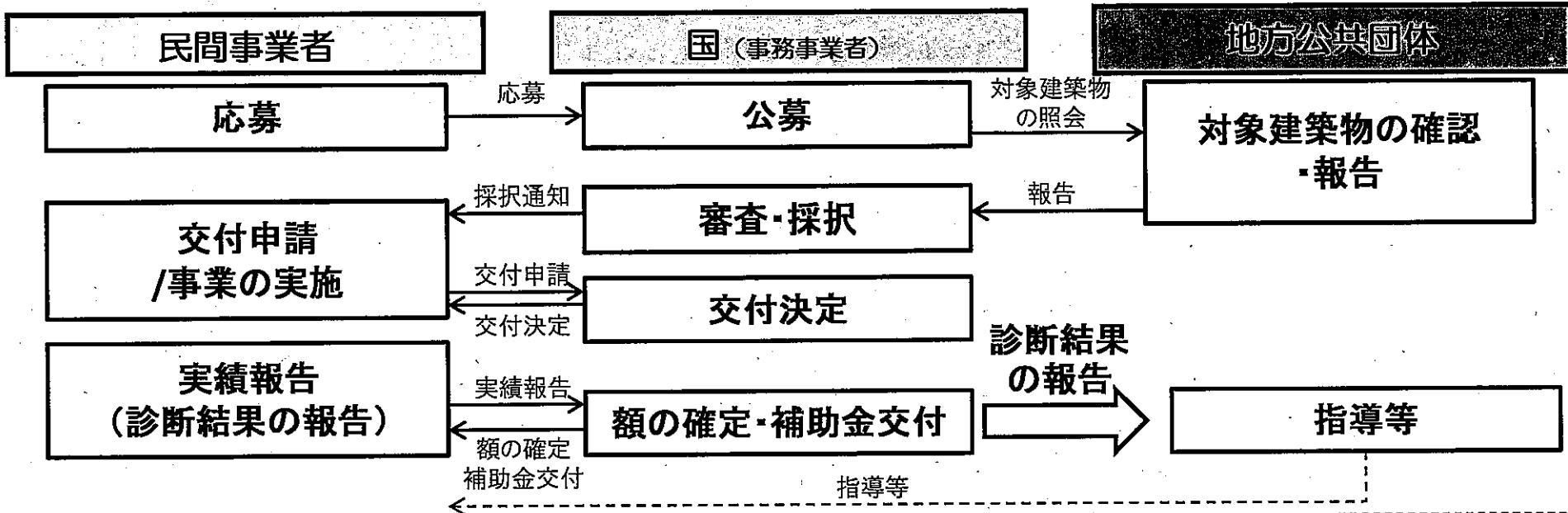
【対象となる事業例】



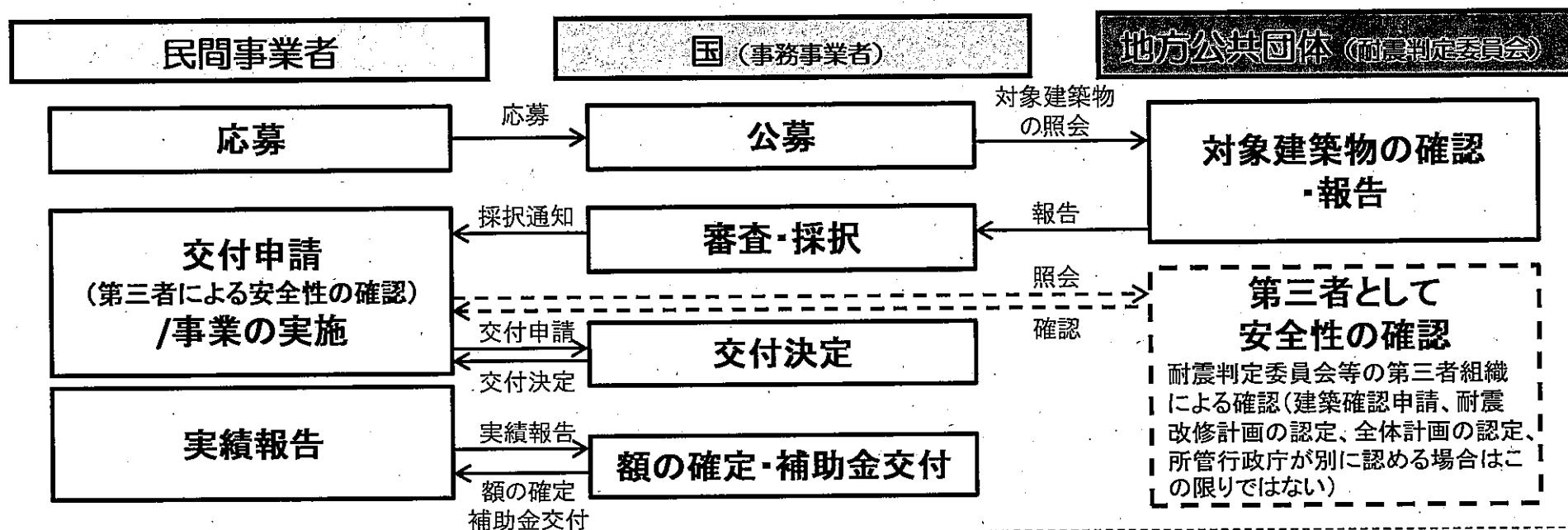
民間直接補助事業の手続き等

*10/27時点（補正予算成立までに
22年度補正予算限り
内容が変更することがあります）

耐震診断



耐震改修



(参考)通常の補助事業(地方公共団体による補助事業)

○地方公共団体において、対象となる建築物に対する補助制度が整備されている場合は、民間補助事業の採択はできません。地方公共団体による補助事業を利用して下さい。

広く耐震診断・改修の補助制度の有無ではなく、当該建築物に対する補助制度の有無で判断してください。(各地方公共団体における制度の整備状況は、後日、まとめて公表予定)

○地方公共団体による補助事業は、国の制度を活用している場合は、下表のような制度となっています。
ただし、各地方公共団体によって、独自に下表とは異なる補助率、補助額等を設定していることがありますので、各地方公共団体に問い合わせてください。

マンション

○耐震診断

・国と地方で2／3

※地方公共団体が耐震診断を行う場合は、国と地方
で10／10

○耐震改修

建物の種類	補助率
緊急輸送道路沿道	国と地方で2／3
避難道路沿道	国と地方で1／3
その他	国と地方で23%

※各地方公共団体によって、独自に上とは異なる補助率、補助額等を設定していることがあります。

特定建築物

○耐震診断

・国と地方で2／3

○耐震改修

建物の種類	補助率
緊急輸送道路沿道、地域防災計画に位置づけられた建築物(避難所)	国と地方で2／3
避難道路沿道	国と地方で1／3
多数の者が利用する建築物 (3階建、1,000m ² 以上の百貨店等) ※災害時要援護者関連建築物は、通常これに該当(緊急輸送道路沿道等に該当する場合はそれぞれの補助率が適用)	国と地方で23%

※各地方公共団体によって、独自に上とは異なる補助率、補助額等を設定していることがあります。